

サービス産業動向調査民間競争入札実施要項（案）の意見募集に対して提出された御意見及び総務省の考え方
意見募集期間：平成28年3月18日～平成28年4月7日（21日間）

NO	該当ページ	御意見・御要望の該当箇所	御意見内容及び理由	御意見に対する考え方	修正の有無
1	2	1 サービス産業動向調査の概要 (2) 調査の規模	事業所標本層の設計は2年に1度交代することとなっています。特に調査1か月目の業務負荷が高いことから、調査開始初月に納品が滞留し、調査の安定性を欠くリスクが高くなります。そこで標本層については開始時期が段階的となるような設計を考慮していただくことをご検討いただけないかと考えております。例えば、今回の標本層を2年間の調査の層と3年間の調査の層の2つに分けて設計し、その後2年間の調査とすることにより、交互に調査開始となる層が現れることとなります。そうなると、よりリスクが少ない業務運営ができるようになると思います。	御指摘いただいたように、標本交替を段階的に行うことで、調査開始初月に納品が滞留するリスクや、結果の断層を軽減する等の効果が考えられます。しかし、仮に標本層を2年間調査する客体と3年間調査する客体に分けると、2年後に民間事業者が交替した場合、調査実施期間中の客体について、民間事業者間での引き継ぎが発生し、トラブルになる可能性が考えられます。標本層の調査客体への対応は、2年間の契約期間内で完結することが、調査の信頼性や調査拒否を回避する観点からも適切と考えており、現在のよう設計としています。	無
2	5	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (ア) 調査する企業等及び事業所の名簿データ等の整備	事業所名簿データ（平成29年、30年拡大調査の約4.3万）における名簿については、同じ名簿を使うという理解で良いでしょうか。言い換えますと、2年同じ調査対象に対して調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。（但し、廃業である場合を除く）もし違う名簿を使うということであれば、同じ名簿を使うことを希望いたします。いずれにせよ、2年間に2回行う拡大調査でどのように名簿を扱うか、明記していただけないでしょうか。	2年間、同じ調査対象に対し調査を実施します。契約期間中、2年間に2回拡大調査を実施することになりますが、その名簿は同じものを使用することを予定しています。実施要項には2ページの1（1）②にその旨記載しています。	無
3	6	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (イ) 調査関係書類・用品の作成	企業月次調査における事業活動のプレプリントについて、疑義照会中に判明したもの、納品後に何らかの理由で発生した事業活動の変更を反映するよう依頼されたもの、また、事業活動確認票や、拡大調査から得られた結果を基に反映するよう依頼されたもの等について、コストの発生が見込まれることから、仕様に明記していただけないでしょうか。	企業月次調査における事業活動のプレプリントについて、疑義照会中に判明した情報や、総務省の指示によるもの等は反映していただくことを想定しています。御指摘を踏まえ、実施要項5ページの名簿の整備に係る該当箇所及び6ページのプレプリントに係る該当箇所に、プレプリント情報の反映について追記しました。	有
4	6	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (イ) 調査関係書類・用品の作成	再配布数については、「契約期間全体の再配布数」でしょうか。あるいは1年分や毎月の配布数でしょうか。できれば明記していただくことを希望します。	再配布数（見込み）について、月次調査は各月、拡大調査は1年間での再配布見込み数を記載しています。御指摘を踏まえ、実施要項6ページの（イ）調査関係書類・用品の作成の該当箇所に、上記が明確になるよう追記しました。	有
5	7	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (エ) 調査協力依頼及び所在地等の確認	事業所の悉皆層について、1,000件の名簿追加が平成29年1月にあるとしています。事業所悉皆層についても、調査協力の依頼や名称・所在地の確認業務が発生すると思いますが、いかがでしょうか。	平成29年1月調査より新たに対象となった悉皆層の事業所について、調査協力の依頼や名称・所在地の確認業務が発生します。御指摘を踏まえ、実施要項7ページの表の調査客体数（見込み）及び備考欄について一部修正しました。	有

NO	該当ページ	御意見・御要望の該当箇所	御意見内容及び理由	御意見に対する考え方	修正の有無
6	8	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (オ) 調査関係書類・用品の配布	「再配布の依頼があった場合には、速やかに対応する。」とありますが、速やかな表現を「依頼を受けてから3営業日以内」などと明確に記載していただくことを希望します。	何らかの事情により3営業日以内に対応できないことも予想されることから、実施要項上明確化していませんが、客体からの依頼により発生するものであるため、準備が整い次第対応していただくことを想定しています。	無
7	8	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (オ) 調査関係書類・用品の配布	サービス産業動向調査ニュースは、年4回配布するとありますが、例えば「1月」の配布は平成30年1月に配布することは読み取れますが、平成29年の1月、平成31年の1月が対象月かどうかは解釈が曖昧になるのではないかと思います。 できれば、年月を列挙するような形で表記していただけないでしょうか。 (例えば、平成29年1月、平成29年4月、平成29年10月…など)	契約期間内で実施する調査は平成29年1月調査～平成30年12月調査としておりますので、御意見中の「1月」とは平成29年及び平成30年ということになります。従って平成31年1月は次々期契約（平成31年1月調査～平成32年12月調査）期間内における対象月となります。	無
8	9	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (キ) 調査票の回収	調査票の記入内容を総務省の職員だけが見るのならよいが、民間事業者にはどうしても見せたくないという企業・事業所については、いろいろ努力をしても理解を得られない場合、回答してもらうのを断念するという方針なのか。	まずは調査に対する御理解・御協力をお願いすることとし、それでもなお、民間事業者に調査票を見られたくないという企業・事業所に対しては、総務省の職員が対応する等の対策を講じる予定です。回答いただくことを断念するという方針はありません。	無
9	9	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (キ) 調査票の回収	オンライン調査における記入担当者の情報について、希望した客体には記入者情報（担当部署など）をプレプリントされるようデータを整備しております。 次期契約（平成29年1月調査～平成30年12月調査）でも同様の業務が発生するのであれば、仕様に明記していただけないでしょうか。	御意見中の業務については、「オンライン調査マニュアル」の中に記載する予定です。	無
10	11	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (セ) 調査票の電子データ作成等	納品は、「下記納品以外に総務省が提出を求める場合はこれに応じる」とあります。納品は一定のコストを伴うことから、あらかじめ予期できるものは記載していただけないでしょうか。	実施要項上明記されている納品期限以外で「総務省が提出を求める場合」とは、原則の納品期限では対応できない想定外の事態があった場合であり、あらかじめ予期できるものとして具体的に列挙できるものではありません。	無
11	11	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容 ③ 業務の内容 (セ) 調査票の電子データ作成等	調査票（紙、CD-Romなど）を納品する際に、納品物に対して説明できる社員相当の者が同行する必要がある場合、この点につきまして仕様書に記載していただけないでしょうか。	御指摘を踏まえ、実施要項11ページの納品に係る該当箇所に、追記をしました。	有
12	14	2 サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 (2) 業務受託に関する留意事項	民間事業者は業務で、「サービス産業動向調査事務局」という名称を用いると同時に、自社名も表示することを義務付けて欲しい。自社名が出ないのでは、業務への緊張感が薄れる。	民間事業者は「サービス産業動向調査事務局」としての自覚をもって業務に当たっていただくことを前提としており、業務の委託については、統計局の当調査ホームページに受託業者名を掲載しており、また、調査客体から問われた際には、自社名を答える必要があるため、一定の緊張感をもって業務に当たるものと考えています。	無

NO	該当ページ	御意見・御要望の該当箇所	御意見内容及び理由	御意見に対する考え方	修正の有無
13	22	9 契約により民間事業者が講ずべき措置等 (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	民間事業者の禁止事項の中に、民間事業者スタッフが総務省の職員または公務員であると、相手が誤解するような言動も入れて欲しい。	御指摘のような言動が行われないよう、「受託者マニュアル」、「調査員訪問回収マニュアル」等に不適切な行為を行わないよう記載し、民間事業者に対し事前の指導を十分に行います。 実施要項には、調査客体に対し不適切な対応がなかったかどうかモニタリングを実施する規定(21ページ)がありますので、このような取組を通じて適切に対応します。	無
14	22	9 契約により民間事業者が講ずべき措置等 (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置 ③金品等の授受の禁止	民間事業者に金品の授受を一切禁じているが、調査に回答してくれたことへのお礼の粗品のようなものは、企画書に記載してあるものについては認めてよいのではないかと。	実施要項22ページの9(5)③に金品の授受は原則として禁止していますが、民間事業者が企画書等で事前に提案してきたもので、総務省と協議の上、認められた粗品等であれば、調査客体への配布を認める場合もあります。	無
15	23	9 契約により民間事業者が講ずべき措置等 (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置 ⑫契約の解除	「契約を解除することができる」という中に、企画書に記載のない再委託を民間事業者が行おうとして、総務省が承認しないとき、という事項も入れるべきである。	企画書に記載のない再委託をすることをもって、直ちに契約解除とすることは考えていません。再委託については民間事業者と協議の上、決定する予定であり、その結果、本業務を実施できないことが明らかな場合など契約の解除要件に該当する場合には契約を解除することもあり得ます。	無
16	28	別紙1 評価項目一覧表 3.5 調査票の回収・検査・疑義照会	「特に長期間調査票の提出がない調査客体に対し調査協力を得るための工夫がみられるか。」とありますが、この項目が「回収・検査・疑義照会」の評価項目にあることに疑問を感じます。そもそも、回収・検査・疑義照会については、調査票の到着後の業務と認識していますので、その時点で「長期間調査票の提出がない」という事はないように思います。どちらかといえば、「3.6 督促」の評価項目ではないでしょうか。	「長期間調査票の提出がない調査客体に対し調査協力を得るための工夫」を、調査票の回収に係る評価項目に記載しているのは、当該調査客体に対する回収方針を含め御提案いただきたいと考えているためです。	無
17	30	別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示 5 従来の実施方法等	「従来の実施方法等」の項目で照会件数は月ごとに提示していただいておりますが、1日あたりの入電数ピークも併せて提示していただくことを希望します。 (実業務の運営においては、ピーク時に合わせた業務設計を行う必要があるため)	御指摘を踏まえ、実施要項30ページの照会対応件数に係る該当箇所に、問合せ等の各月1日当たり最大件数の表を追加しました。	有
18	42~52	別紙5-3 調査票	事業所名と調査事項の金額などを同じ用紙に記入する様式になっているが、情報の管理上、金額を書く用紙には事業所名ではなく管理のための番号が書かれ、事業所名は別葉にするなどの様式を可能とするべきである。	本調査においては、以下のような理由から、一枚の調査票に記載する方法を採用しています。 ・提出された調査票の検査、事業所への内容照会を行う際に、事業所名が分かっていると作業の効率が落ちること ・本調査の調査事項は数が少なく、印刷コスト抑制の観点からも一枚の調査票とすることが合理的であること ・事業所名に変更があった場合には、訂正していただく必要があるが、別葉にすることで、返送不要のあて名用紙と誤認され返送されないおそれがあること なお、調査票情報を含めた情報管理については、実施要項の情報セキュリティ管理(13ページ)において、的確な運用・管理を行うよう定めています。	無